

吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の結婚披露宴派遣（お祝いピンクル）要領

1. 趣旨

この要領は、吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の結婚披露宴への派遣に関し、必要な事項を定めるものとします。

2. 派遣できる地域

着ぐるみを派遣できる地域は、奈良県及び近隣地域の結婚披露宴会場等に限ります。

3. 申請者

着ぐるみの派遣を依頼する者（以下「申請者」という。）は、次の条件を満たす者とします。

- （１）新郎新婦とも結婚披露宴後、吉野町内に住民票を有し、かつ居住することを誓約する者

4. 派遣申請

申請者は、着ぐるみ派遣依頼申請書（様式第１号）を吉野町に提出し、許可を受けてください。

5. 派遣の遵守条件

着ぐるみの派遣に当たっては、次の条件を遵守してください。

- （１）吉野町及び着ぐるみの品位を傷つけ、又はその恐れがあるような演出をしないこと
- （２）派遣時の安全対策を講じること
- （３）演出については、事前に会場責任者及び吉野町と十分な調整を図ること
- （４）「広報よしの」及びCVY ワイドニュース等で吉野町が派遣時の模様を紹介することに同意すること
- （５）その他、吉野町が付した条件に従うこと

6. 派遣料

派遣料は無料とします。ただし、披露宴会場における着ぐるみの控室及び駐車場等の使用料が発生する場合については、申請者の負担とします。

7. 責任の制限

着ぐるみの派遣により、申請者が被った被害、または申請者が第３者に与えた損害が生じても、吉野町はその責めを負いません。

8. 申し込み・問い合わせ先

産業観光振興課 TEL0746-32-3081（代） 0746-39-9070（直）